

改 正 案	現 行
<p>第十九号様式（第四条関係）（A4） 完了検査申請書</p> <p>(略)</p> <p>(注意)</p> <p>1. ～4. (略)</p> <p>5. 第四面関係</p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤ 「居室内の内装の仕上げに用いる建築材料の種類及び当該建築材料を用いる部分の面積」は、建築基準法施行令<u>第二十条の七第一項第一号</u>に規定する内装の仕上げに用いる建築材料の種類並びに当該建築材料を用いる内装の仕上げの部分及び当該部分の面積について記載してください。</p> <p>⑥～⑩ (略)</p>	<p>第十九号様式（第四条関係）（A4） 完了検査申請書</p> <p>(略)</p> <p>(注意)</p> <p>1. ～4. (略)</p> <p>5. 第四面関係</p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤ 「居室内の内装の仕上げに用いる建築材料の種類及び当該建築材料を用いる部分の面積」は、建築基準法施行令<u>第二十条の五第一項第三号</u>に規定する内装の仕上げに用いる建築材料の種類並びに当該建築材料を用いる内装の仕上げの部分及び当該部分の面積について記載してください。</p> <p>⑥～⑩ (略)</p>
<p>第二十六号様式（第四条の八関係）（A4） 中間検査申請書</p> <p>(略)</p> <p>(注意)</p> <p>1. ～4. (略)</p>	<p>第二十六号様式（第四条の八関係）（A4） 中間検査申請書</p> <p>(略)</p> <p>(注意)</p> <p>1. ～4. (略)</p>

<p>5. 第四面関係</p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤ 「居室内の内装の仕上げに用いる建築材料の種類及び当該建築材料を用いる部分の面積」は、<u>建築基準法施行令第二十条の七第一項第三号</u>に規定する内装の仕上げに用いる建築材料の種類並びに当該建築材料を用いる内装の仕上げの部分及び当該部分の面積について記載してください。</p> <p>⑥～⑩ (略)</p>	<p>5. 第四面関係</p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤ 「居室内の内装の仕上げに用いる建築材料の種類及び当該建築材料を用いる部分の面積」は、<u>建築基準法施行令第二十条の五第一項第三号</u>に規定する内装の仕上げに用いる建築材料の種類並びに当該建築材料を用いる内装の仕上げの部分及び当該部分の面積について記載してください。</p> <p>⑥～⑩ (略)</p>
<p>第五十号の十一様式 (第十条の五の二十一関係) (A4)</p> <p>構造方法等の認定申請書</p> <p>(略)</p> <p>1. 認定を受けようとする<u>構造方法等</u>の名称</p> <p>2. (略)</p> <p>(注意) (略)</p>	<p>第五十号の十一様式 (第十条の五の二十一関係) (A4)</p> <p>構造方法等の認定申請書</p> <p>(略)</p> <p>1. 認定を受けようとする<u>構造方法又は建築材料</u>の名称</p> <p>2. (略)</p> <p>(注意) (略)</p>
<p>第五十号の十二様式 (第十条の五の二十二関係) (A4)</p> <p>認定書</p> <p>下記の<u>構造方法等</u>については、<u>建築基準法第68条の26第1項</u> (同法第88条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、<u>建築基準法</u></p> <p><u>建築基準法施行令</u> 第 第 項第 号 の規定に適合す</p> <p><u>建築基準法施行規則</u></p>	<p>第五十号の十二様式 (第十条の五の二十二関係) (A4)</p> <p>認定書</p> <p>下記の<u>構造方法又は建築材料</u>については、<u>建築基準法第68条の26第1項</u> (同法第88条第1項において準用する場合を含む。)の規定に<u>建築基準法</u></p> <p><u>建築基準法施行令</u> 第 第 項第 号 の規定に基づき、<u>建築基準法施行規則</u></p> <p><u>建築基準法施行規則</u></p>

<p>るものであることを認める。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. (略) 2. 認定をした構造方法等^アの名称 3. 認定をした構造方法等^アの内容 <p>(注意) (略)</p>	<p>に適合するものであることを認める。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. (略) 2. 認定をした構造方法^ア又は建築材料^イの名称 3. 認定をした構造方法^ア又は建築材料^イの内容 <p>(注意) (略)</p>
<p>第五十号の十三様式(第十条の五の二十二関係)(A4) 構造方法等の認定をしない旨の通知書</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. (略) 2. 当該申請に係る構造方法等^アの名称 <p>上記による構造方法等^アについては、下記の理</p> <p style="text-align: center;">建築基準法</p> <p>由により建築基準法施行令 第 条 第 項第 号 の規定</p> <p style="text-align: center;">建築基準法施行規則</p> <p>による認定をしないこととしたので、通知します。</p> <p>なお、この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に国土交通大臣に対して異議申立てをすることができ、処分の日から1年を経過すると審査請求をすることができなくならず、また、この通知を受けた日の翌日(当該処分につき異議申立</p>	<p>第五十号の十三様式(第十条の五の二十二関係)(A4) 構造方法等の認定をしない旨の通知書</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. (略) 2. 当該申請に係る構造方法^ア又は建築材料^イの名称 <p>上記による構造方法^ア又は建築材料^イについては、下記の理</p> <p style="text-align: center;">建築基準法</p> <p>由により建築基準法施行令 第 条 第 項第 号 の規定</p> <p style="text-align: center;">建築基準法施行規則</p> <p>による認定をしないこととしたので、通知します。</p> <p>なお、この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に国土交通大臣に対して異議申立てをすることができ、処分の日から1年を経過すると審査請求をすることができなくならず、また、この通知を受けた日の翌日(当該処分につき異議申立</p>

てをした場合においては、これに対する決定の送達を受けた日) 翌日から起算して6か月以内に国を被告として(訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができません(なお、この通知又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であつても、処分の日から1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

(理由)

記

1. (略)
2. 認定をした構造方法等の名称
3. 認定をした構造方法等の内容

(注意) (略)

てをした場合においては、これに対する決定の送達を受けた日) 翌日から起算して6か月以内に国を被告として(訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができません(なお、この通知又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であつても、処分の日から1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

(理由)

記

1. (略)
2. 認定をした構造方法又は建築材料の名称
3. 認定をした構造方法又は建築材料の内容

(注意) (略)

別紙		別紙	
建築物又は建築物の部分の用途の区分	用途を示す記号	建築物又は建築物の部分の用途の区分	用途を示す記号
(略)	(略)	(略)	(略)
老人ホーム、福祉ホームその他これに類するもの	08170	老人ホーム、身体障害者福祉ホームその他これに類するもの	08170
(略)	(略)	(略)	(略)